

高等学校「情報I」対策講座

# 知的財産権

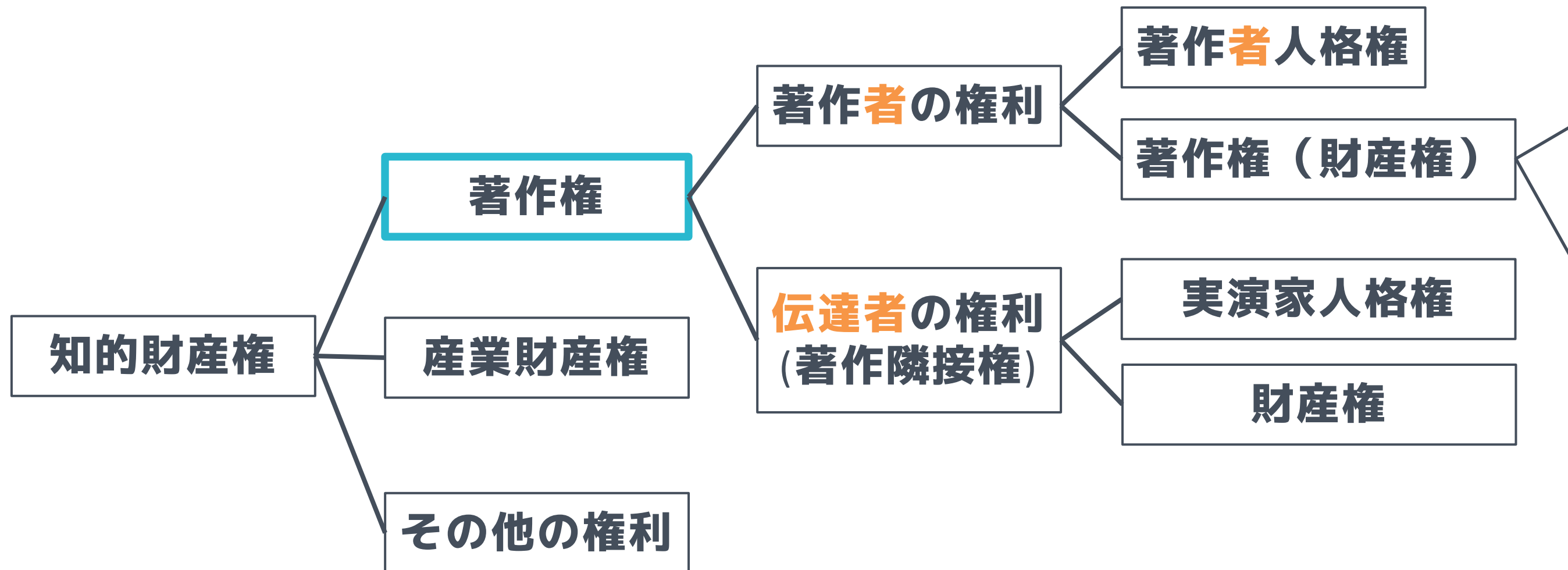
著作権  
例外規定



# 知的財産権 著作権



**知的創作活動**（絵を描く，文章を書く，デザインを考える）によって，生産されたものを**知的財産**，**無体創作活動**という



保護期間  
著作権は，著作者の死亡した翌年1月1日から起算して**70年間**と定めている。

**共同**著作物は，**最後の**著作者が亡くなってから**70年間**

保護期間が過ぎると，社会の共有財産として，誰でも自由に利用できる**パブリックドメイン**となる。

# 例外規定（著作権の制限）



著作権法の目的の1つに、  
他人の著作物の「**公平な利用**」を認めるとある

<b>私的使用のための複製 （第30条）</b>	家庭内で、かつ仕事以外の目的であるならば、著作物を複製、翻訳、編曲、変形、翻案することができる
<b>図書館等における複製 （第31条）</b>	公立図書館など政令で定められた図書館で、営利目的でない場合に、著作物の一部分を1人1部のみ複製できる
<b>教育機関における複製等 （第35条）</b>	教育を担任するものやその授業を受ける者（学習者）は、授業の過程で使用するために著作物を複製することができる
<b>試験問題としての複製等 （第36条）</b>	入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製すること、インターネット等を利用して試験を行う際には公衆送信することができる

# 例外規定（著作権の制限）



著作権法の目的の1つに、  
他人の著作物の「**公平な利用**」を認めるとある

## 引用 (第32条)

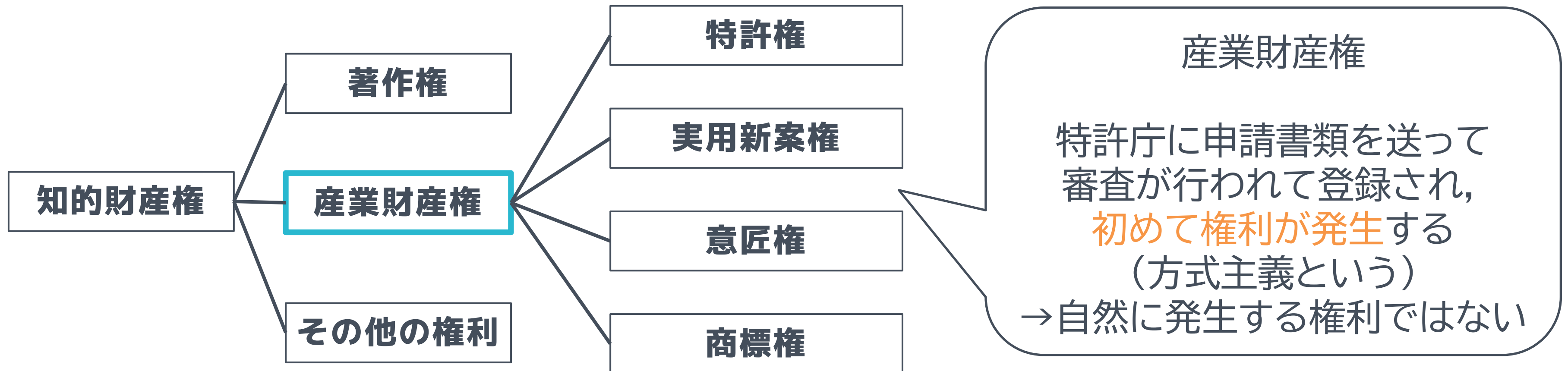
自分自身の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。引用は次の要件を**すべて**満たす必要がある。

- **必要性があり、内容として分量としても主従関係が明白である（自作部分が「主」、引用部分が「従」）**
- **引用した部分が明確である**
- **出典（引用文献）を明記している**

# 知的財産権 産業財産権



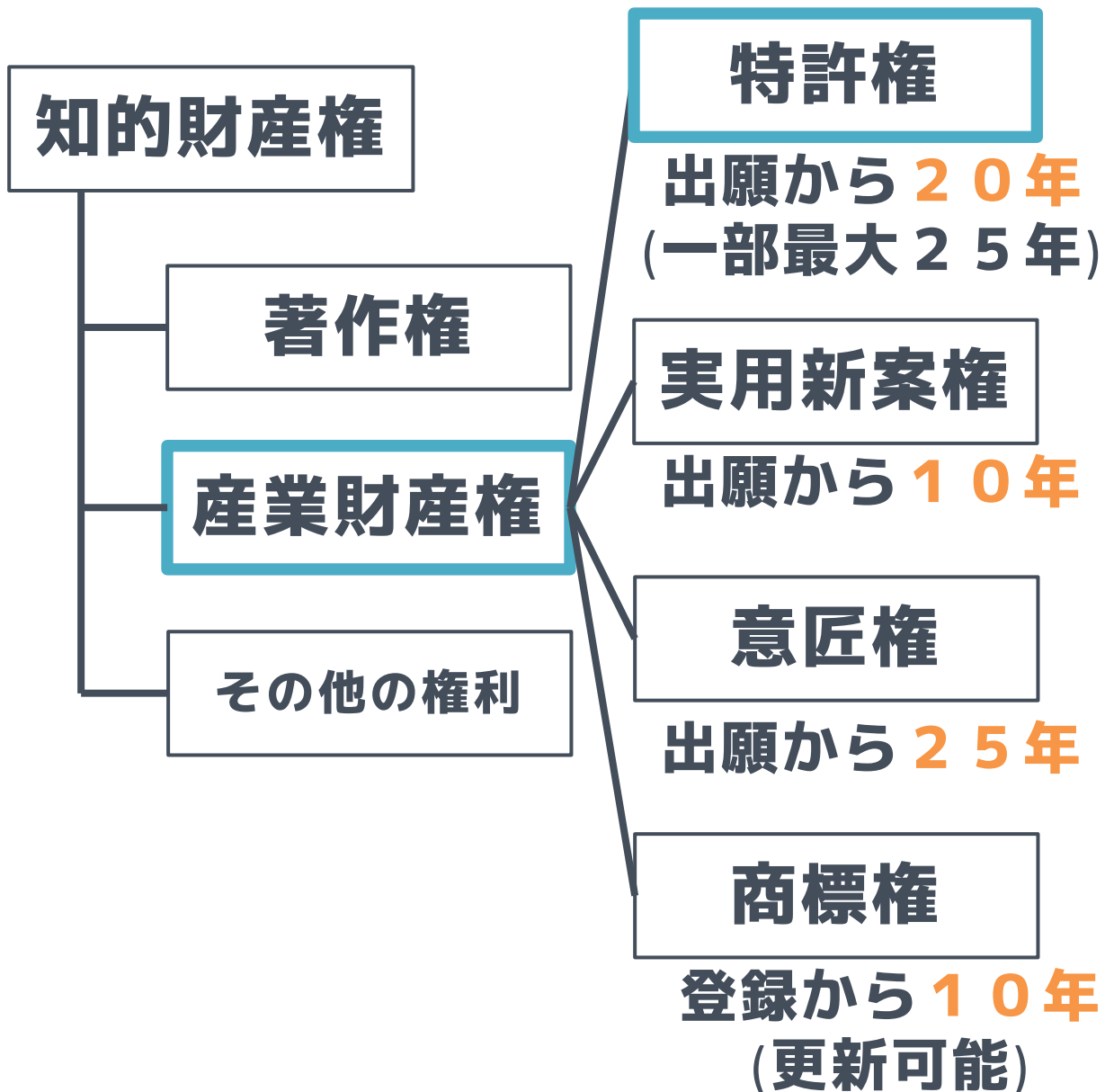
**知的創作活動**（絵を描く，文章を書く，デザインを考える）によって，生産されたものを**知的財産**，**無体創作活動**という



# 知的財産権 産業財産権



**知的創作活動**（絵を描く，文章を書く，デザインを考える）によって，生産されたものを**知的財産**，**無体創作活動**という



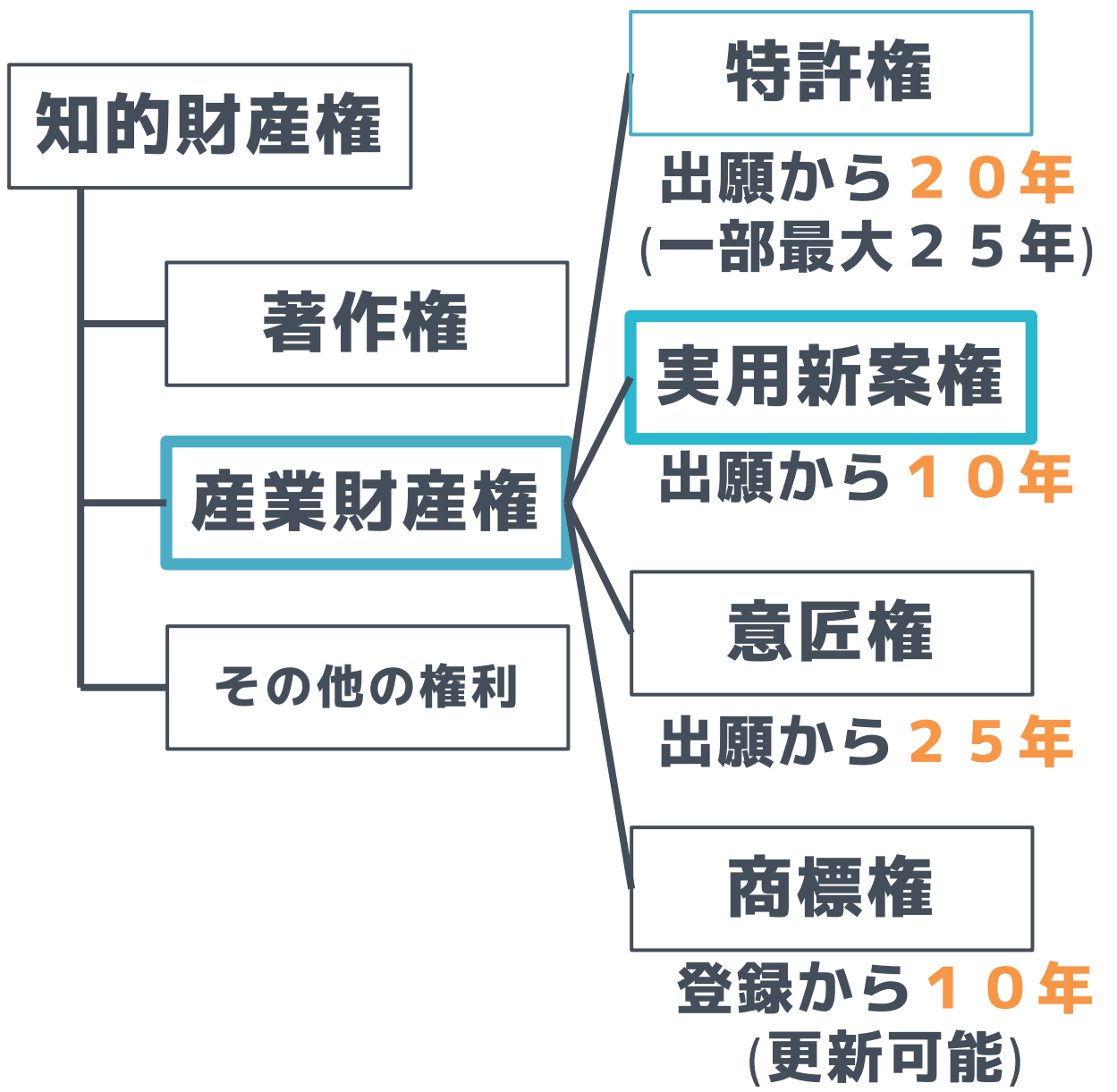
## 特許権

- ◆ 発明を保護するために認められる権利
- ◆ モノまたは方法の技術面のアイデアが対象
- ◆ 他の人に技術を利用してもらい，特許料で利益を得る
- ◆ 広く技術を普及するため
- ◆ 第三者の自由な再利用を許諾する，**ライセンスフリー**
- ◆ 一部医薬品など販売までに時間がかかるものは特許権の存続期間を延長出願できる（上限 5 年）

# 知的財産権 産業財産権



**知的創作活動**（絵を描く，文章を書く，デザインを考える）によって，生産されたものを**知的財産**，**無体創作活動**という



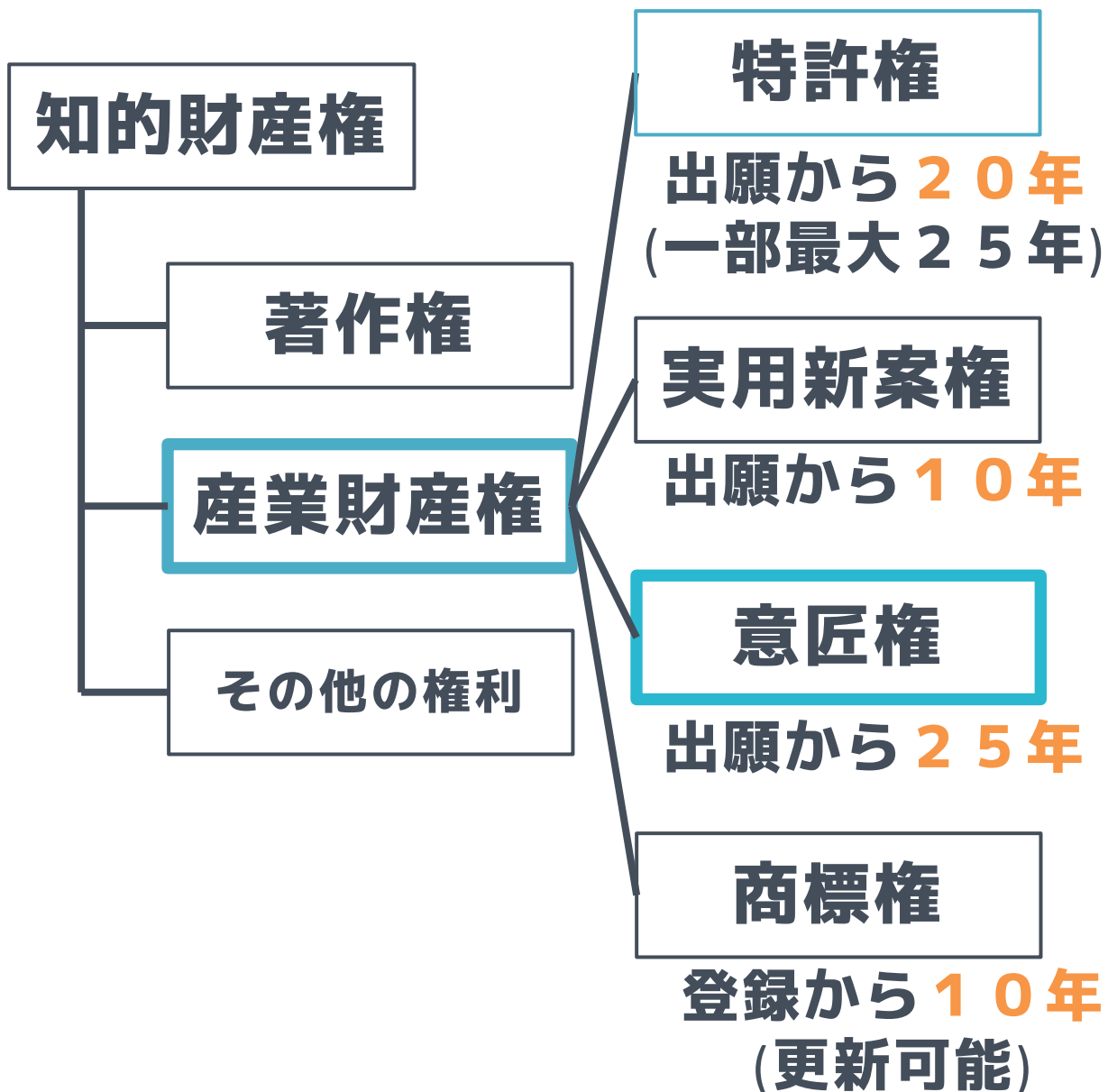
## 実用新案権

- ◆ アイデア（考案）を保護するために認められる権利
- ◆ モノの**形状**，**構造**などに関するアイデアが対象

# 知的財産権 産業財産権



**知的創作活動**（絵を描く，文章を書く，デザインを考える）によって，生産されたものを**知的財産**，**無体創作活動**という



## 意匠権

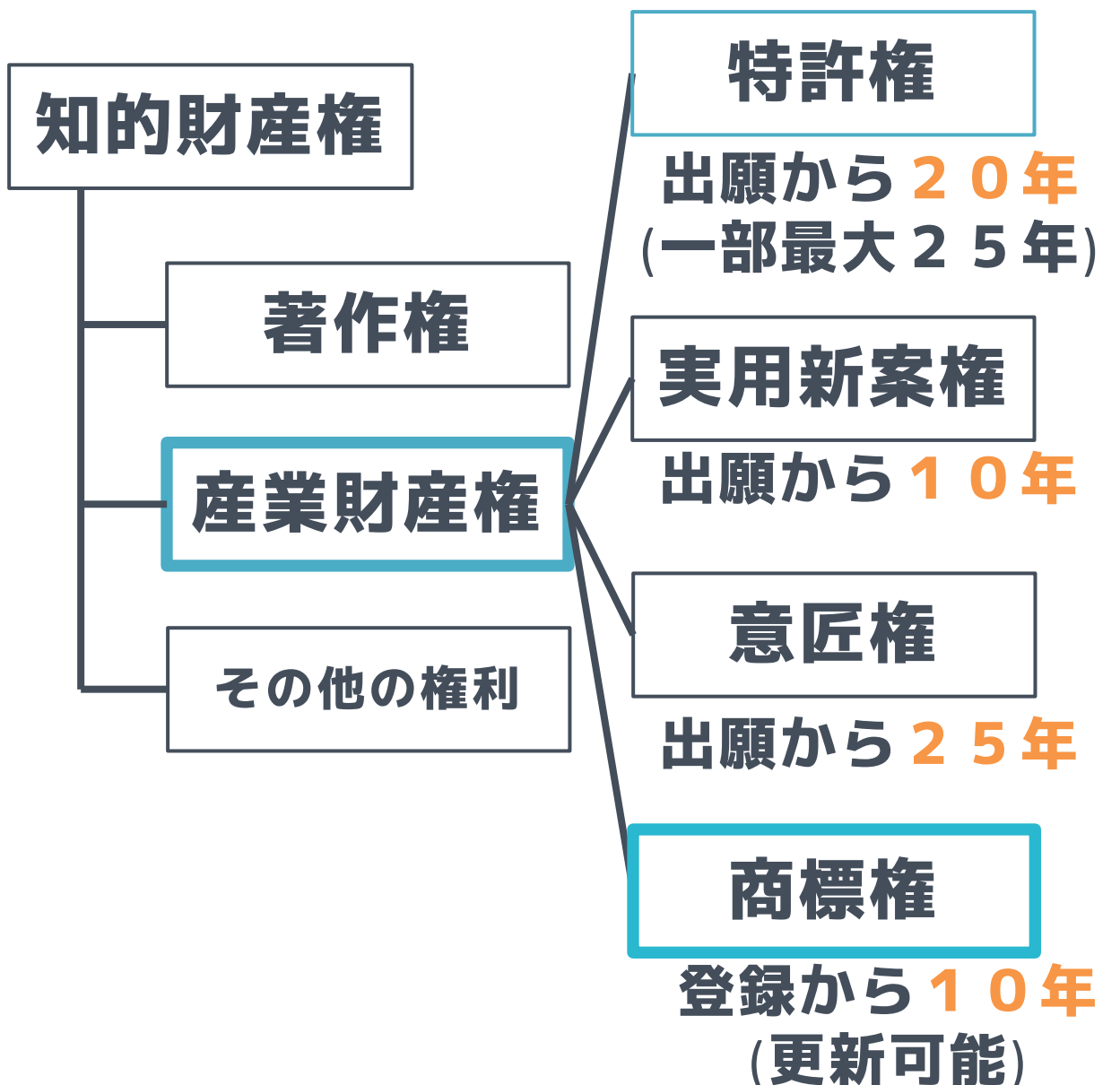
- ◆ デザインを保護するために認められる権利
- ◆ 物品の**形状**，**模様**，**色彩**など**外観**のデザインが対象



# 知的財産権 産業財産権



**知的創作活動**（絵を描く，文章を書く，デザインを考える）によって，生産されたものを**知的財産**，**無体創作活動**という



## 商標権

- ◆ ブランドを保護するために認められる権利
- ◆ 商品やサービスに関する自他が識別する力を有する文字，図形，形状などの組合せが対象。 **ロゴ**も含む